

第5章 快適な環境の創造

第1節 身近な緑空間の確保

1 現状と課題

都市部における豊かな緑空間は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与したり、スポーツ・レクリエーションの場や災害時における避難場所を提供するほか、公害・災害の発生の緩和、水源かん養、二酸化炭素の吸収、**ヒートアイランド現象***の緩和などの多様な機能を有しています。また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重なものです。

しかし、都市部において緑空間は減少の傾向にあることから、周辺の里山や鎮守の森などの身近な緑空間は人々の潤いの場となっておりと同時に自然環境学習の場としてもますます重要になっています。ゆとりのある生活空間を確保し、公園・緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化、民有緑地の保全等を積極的に進めることなどにより、身近な緑空間を保全・創出していくことが必要ですが、そのためには、一人ひとりが身近な緑を守り、育てていこうとする意識を持つことができるような取組を行うことも重要です。

府では、「京からやさしい環境づくり・人と水と緑の共生」を基本理念とした「府広域緑地計画」を13年4月に策定しました。この計画は緑地の確保目標、広域的な緑地の配置計画、都市緑化の推進方策等について策定する緑に関する総合的な計画で、市町村が策定する「緑の基本計画」の策定指針としても位置付けています。

2 公園等の整備と緑地の保全

都市公園等の整備

府内の都市公園は、14年度末で1,791箇所、1,500haを開設しています。府立都市公園は、2年度以降、関西文化学術研究都市記念公園や洛西浄化センター公園を新たに開設したほか、木津川右岸運動公園（仮称）や丹後海と星の見える丘公園（仮称）等の整備を進めています。また、都市公園のほか、カントリーパークも5箇所供用しており、都市公園と併せて、スポーツレクリエーション活動の拠点や都市内の貴重な憩いの場として多くの府民に利用されています。

更に、公園等の維持管理の過程で発生する植物性廃棄物をチップ化してマルチングや堆肥として再利用することによりCO₂の排出を抑え、地球環境に配慮した「環境にやさしい公園」づくりを進めています。

緑地の保全

(1) 緑化の推進（美しい森づくりの推進）

森林が有する多面的機能の持続的発揮を通じて、美しい地域づくりはもとより、豊かな府民生活の充実を図っていくため、緑の保全・創造や緑とのふれあいの機会の充実に努めています。

- ・「府民の森ひよし」における府民参加による森づくりの推進
- ・緑の少年団活動の支援
- ・府民参加の森林づくり、緑あふれるまちづくり等を進める森林ボランティア等への指導・助言

(2) 都市農地の保全と活用

生産緑地制度の適切な運用等により優良な都市農地を保全するとともに、市民農園の整備等を促進しながら、都市部において貴重な緑空間を形成している都市農地の利活用を進めています。

3 緑化の推進

道路、公園、公営住宅等の公共施設の緑化

<花と緑の回廊1000キロ構想>

21世紀初頭に向けて、広域幹線道路はもとより、そのアクセス道路や観光地・リゾート地を結ぶ道路などで、次に示す緑化方法により、快適で潤いのある道路空間の創出を図ります。

- ・並木街道（地域の顔となる“緑の街道づくり”としての緑化）
- ・ロードパーク（“やすらぎのスペース”としての緑化）
- ・グリーンスポット（“緑の道しるべ”となる緑化）
- ・周辺景観との調和（沿道景観と一体的に行う緑化）

水とみどりのネットワークの形成

(1) 指定状況

自然・利用・防災・景観のネットワークの1つとして、自然歩道のネットワークがあり、府内では、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等が指定されています。

(2) 今後の展開

自然、公園、樹林地、農地等のみどりを、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、自転車道等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。既存ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県にまたがる連携等の広域的な視点から、2010年には指定延長1,000kmのネットワークの形成を図ります。

表3 - 26 既設の自然歩道等

名 称	延 長	備 考
近畿自然歩道	353km	H 9 指定
丹波散策の道	250km	H 1 指定
東海自然歩道	158km	S 49 指定
山 背 古 道	25km	
合 計	約786km	

第2節 水辺環境及び水循環の保全・確保

1 現状と課題

府民のゆとりと豊かさへの志向や、自然環境への関心が高まる中、河川などの身近な水辺空間は、府民の親水空間として重要な役割を果たしているとともに、景観的な側面からも人間生活に潤いを与えるものとなっていることから、人と自然のふれあいの場として、水辺の生物の生息空間にも配慮した水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

また、降水、蒸発、河川表流、地下浸透等によって水循環が形成され、その水循環が健全に保たれることによって、水環境が保全（水量の維持、水質の維持、水生生物の生息・生育環境の確保、水辺環境の確保等）されています。また、健全な水循環系の確保は、**ヒートアイランド現象***を緩和するなどの効果が期待されていますが、近年、都市化の拡大に伴って、地表面を覆うアスファルトやコンクリートなどの増加によって雨水が地下に浸透しにくくなったり、地下構造物の増加によって地下水の流れが阻害され、都市部の土壌の保水力が低下しつつあります。また、水源地域においては森林等の管理水準の低下などによって水源かん養能力の低下が指摘されています。このようなことから、河

川流域総体としての土壌の保水機能が減退した結果、健全な水循環系が維持しにくくなるとともに、多雨季には土砂災害の増大や、さらには河川流出量が急増し、市街地内河川の溢水被害、内水被害等が懸念されています。また、一部地域における地下水からの過剰揚水による地下水位の低下、地盤沈下などが懸念されています。

健全な水循環系を確保していくためには、その源となる水源地域の保全と水質の安全性を保つ必要があることから、森林、農地等の有する水源かん養機能を確保し、水源地域の保全を行うとともに、公共用水域、地下水等の水質の保全を行うことにより、水源の質・量の安定的確保に努める必要があります。

また、水循環が阻害される都市部においては、透水性舗装の採用や地下への雨水浸透ますの設置など、自然の水循環の回復に努める必要があります。

15年3月、京都を中心とした滋賀・大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」においては、水循環をはじめ、水に関わる多様な問題が議論されたところであり、健全な水循環系の確保に向けた取組等をさらに進める必要があります。

2 水辺環境の保全・確保

河川環境の整備及び河川敷等の適正管理

(1) 京（みやこ）の川づくり事業

府民のゆとりや豊かさへの思考、自然環境への関心の高まりの中、河川空間が水と緑の貴重なオープンスペースであることから、京都市内の41河川を対象に、山紫水明の歴史都市・京都にふさわしい良好な水辺環境の創造を進めています。

(2) 水辺環境整備事業

安全で安定した生活基盤の確保とともに、快適な住環境とアメニティ*の創出を図るため、3年度から水辺環境整備事業を実施しており、まちのシンボルとなる河川において、市町村のまちづくり計画と整合を図りながら周辺の環境や景観と調和した水辺環境の創造を進めています。

(3) 京（みやこ）の川再生事業

普段は水が非常に少ない京都市内の小河川である西高瀬川において、清流の復活、都市環境の改善等を目指して、まちづくりの核となる水辺空間の整備を進めています。

(4) やすらぎ砂防事業

土石流等の土砂災害の防止を図るとともに、個々の溪流の自然や地域の特性を活かした砂防設備の整備を行うことにより、人々に親しまれ、やすらぎとなる場所を提供しています。

海岸における環境の整備

港湾における快適な環境を創出するために、舞鶴港、久美浜港等において、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水・交流空間を有する港湾緑地の整備を進めています。また、閉鎖性海域である宮津港阿蘇海においては、覆砂により水質・底質環境の改善に取り組んでいます。

ため池、農業用水路等の整備

安定した農業用水の確保を図りながら、農業・農村地域の豊かな自然環境を活かした水辺空間を創出するため、地域用水環境整備事業や「ため池ルネサンス構想」に基づいたため池等整備事業を実施し、人と自然、歴史と文化、農村と都市のふれあいの場の提供に努めています。

3 水循環の保全・確保

森林や農地の適切な維持・管理

森林や農地は、食料等の生産はもとより、国土・環境の保全、水源かん養、生物の多様性の確

保など様々な公益的機能を有しています。これらの機能は、農林業の生産や生活と一体となって維持されてきましたが、農林業の低迷や農山村の過疎化、高齢化の進行等により、森林や農地を良好に維持・管理していくことが困難な地域もみられます。

近年、府民の間にも、森林や農地の持つ公益的機能に対する理解が広がりつつある中、国民全体でこれらの機能を持続的に発揮させる制度として、12年度から中山間地域等の農地に対する「中山間地域等直接支払制度」が、また、14年度からは森林整備の地域活動に対する「森林整備地域活動支援交付金制度」が新たに導入されました。府内の対象地域においては、これらの制度を活用しながら、森林や農地の適切な維持・管理に向けた取組が進められています。

京都府においても、14年度に「緑の公共事業アクションプラン」を策定し、森林整備等の促進を通じて緑豊かな環境を守る取組を推進しています。（第1部特集第5章参照）

また、地域農業を維持するための新たな担い手の確保・育成や、女性や高齢者など多様な担い手の連携による地域農業の新たな仕組みづくり等を進めるとともに、都市住民と農山村地域の住民との継続的な交流活動を推進するなど、幅広い府民の参加も得ながら、農地の適切な維持・管理を進めています。

水源地域となる森林の保全・整備

様々な公益的機能を有する森林の中で、水源のかん養や土砂流出の防備などにおいて特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定しています。保安林に指定されると、森林の公益的機能を確保するため立木の伐採などの際に一定の制限を受ける一方、税金の免除などの優遇措置が用意されています。

京都府では、必要に応じて保安林指定を行い、その適切な管理を実施するとともに、山地災害を未然に防止するため、治山施設の整備を進めています。

水の流れの回復

水量が減少した河川においては、水質の浄化、生物の生息、景観等に配慮しながら水の流れの回復に努めています。

西高瀬川の京の川再生事業については、13年度に補助事業として採択され、平常時に水の少ない区間の水量確保を行うため、導水施設の設計・用地買収等調査を進めています。

雨水、下水処理等の有効利用の促進

雨水は地下水かん養や都市河川の水量の維持など重要な役割を果たしています。雨水利用を促進することによって水循環、水資源への関心を高めることができるとともに、浸透施設と組み合わせることにより更に有効となります。

府においても、公共施設での雨水利用を行っているところです。

4 第3回世界水フォーラムの開催とその後の取組

15年3月16日から23日まで、京都を中心とした滋賀・大阪の琵琶湖・淀川流域で「第3回世界水フォーラム」が開催され、水に関する様々な議論が行われました。このフォーラムでは、学識経験者、企業、NGO*など様々な立場の人々が議論し、成果が38の主要テーマ・地域毎にまとめられるとともにフォーラム声明文が発表された「フォーラム」、世界各国・国際機関等の閣僚級が水問題の解決に向けた具体的行動に関して議論し、水行動集が発表されるとともに閣僚宣言が採択された「閣僚級国際会議」、展示会など多種多様な取組を通して多くの人々に水への関心の高揚を目指した「水のえん」が開催されました。

地元京都においては、京都に暮らし、活動し、京都の水に思いを寄せるすべての人が、水について考え、行動し、次世代に豊かで清らかな水を引き継いでいくことや世界の水問題解決に向けての貢献

などをフォーラムの開催地として、世界の皆さんにお伝えするために「京都水宣言」を策定・発表したほか、滋賀・大阪とも連携して、開催地府県知事・市長共同声明「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」を発表しました。

これらの宣言等を踏まえ、健全な水循環系の構築等に向け、琵琶湖・淀川流域における府県市が連携した取組を目指す「琵琶湖・淀川水環境保全ネットワーク構想」の推進や、府内における身近な水環境の保全・継承を目指しNPO*など府民を主体とする「府民水環境ネット」による自主的取組を促進する「水環境保全ネットワーク事業」、水に係る優れた活動に対する表彰などを進めています。

第3節 良好な景観の保全・創造

1 現状と課題

京都府の地形は、南北に細長く、リアス式海岸、山地、盆地や河川などの変化に富んだ自然に恵まれ、そこに生活する人々の営みによって多様な景観を育んできました。

また、長い歴史をしのばせる建築物や社寺等、あるいは、京都市内に残る町家など、特色ある街並みが数多く残されています。

その一方で、急速に進む都市化の中、特に都市部の景観は急激に様相を変え、街の景観の骨格となる道路や建物、河川整備などでは景観に配慮したものが徐々に増加しつつあるものの、まだ十分とはいえません。また、農山漁村においても、過疎化や高齢化の進行、社会経済情勢の変化などにより、かつて農林漁業などの生産や生活と一体となって維持されてきた、落ち着いたある美しい景観を維持していくことが困難となってきています。

農山漁村、都市などの別を問わず、これからの街づくりにおいては、良好な京都の自然環境を保全することはもとより、地域の自然的・文化的・歴史的特性を活かした質の高い環境を創造していく必要があり、地域の自然や歴史的遺産、文化的な伝統を活かしつつ、人々の暮らしと調和する美しい街並みや農山漁村の景観形成を推進する必要があります。

2 自然景観の保全・創造

優れた風景地の保全

府内にはまだ多くの保全すべき優れた自然、景観が残されており、近年、自然環境に対する意識の世界的な高まりの中、貴重な自然環境や田園風景、歴史に裏付けられた町並みの保全等が求められています。また、最近のレクリエーション需要においては、施設利用から自然体験へと変化しており、身近な自然や文化を手軽に体験できる場が求められています。

貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の新規指定及び拡大を図り、2010年には指定面積(2000年現在8,702ha)の倍増を目指しています。

自然環境と調和した地域づくり

府内にみられる原生的な自然環境や、歴史的遺産が一体となって歴史的風土を形成し、優れた自然環境を活かし、調和のある美しい地域づくりを推進しています。

農山漁村の豊かな自然環境・文化などの地域資源を守り育てるため、都市住民と地域住民の参加の下、農村生活体験や自然環境学習等の継続的な活動を通じて農村の活性化や農村景観の保全等を図る「共育の里づくり事業」や、身近な里山林や都市近郊林における継続的・自立的な森林内活動や交流等を通じて里山林の保全・活用を促す「共育の森づくり事業」など、幅広い府民の参加による活動を推進するとともに、環境との調和にも配慮した農業農村整備事業を進めています。

3 農山漁村景観の保全・創造

京都特有の農山漁村景観の保全

農山漁村における地域文化に根ざした特色ある景観等を、農村計画の視点から点検し、各地域に固有の景観が良好に形成されるよう保全整備を図っています。

ふるさと景観形成事業

・ふるさと景観形成促進

農村集落の景観を点検・検討し、今後の景観保全や良好な景観への誘導の方向をまとめた「ふるさと景観図」を作成

・ふるさと景観形成整備

修景施設、親水施設、生態系保全施設、休憩施設等

地域の植生を活かした特色ある里山の整備

近年、生物多様性の観点などから、原生的な自然ばかりでなく、里山や農耕地、採草地などの二次的な自然環境の重要性が見直されてきました。

これら身近な自然は、人間活動に伴う生態系の適度なく乱により形成された多様な環境であるため、そこに生育・生息する野生動植物も多様で、面積あたりの種数は極相林よりも多く、希少な動植物の生息・生育地となっていることも多くあります。

しかし近年、里山などの身近な自然は生活スタイルの転換等によって人との関わりが薄れ、これを維持していくことが困難な状態となってきました。また、都市部周辺では開発の対象となり、多くの自然が失われました。このため、オキナグサやエビネ、メダカ、タガメといった、本来は身近な生物が急減し希少な種となるなど、生物多様性の点からも影響が現れています。

こうした中で、身近な自然を保全していくには多大な努力が必要となります。里山などが生活や生産の場として活用されることが最も望ましいのですが、過疎化などにより、多くの人手を要する維持管理は困難な場合が多く、これに代わる手法の導入が必要となっています。12年4月にオープンした「府民の森ひよし」では、里山の働きや歴史・文化などを展示等により紹介するとともに、体験・学習・実践を通じた府民参加による里山の整備を進めています。

4 都市景観の保全・創造

各種制度の運用による計画的な都市整備の推進

都市計画は、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として土地の合理的な利用を図る計画であり、快適で住みよい生活環境を形成していくという点で環境保全に密接に関わってきます。

(1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件から一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定します。府においては14区域197,412ha(関係市町27)を指定しています。

(2) 都市計画(土地利用関係)の決定

府の都市計画区域のうち、人口の集中がみられる8区域については、市街化を促進する区域(市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分し、土地利用を規制、誘導して計画的な都市づくりの推進を図っています。

更に、都市計画の目的を実現するため、土地の自然的・社会的条件及び土地利用動向を勘案して、必要に応じ用途地域、高度地区、風致地区などの地域地区を10都市計画区域において決定し、建築物等の規制、誘導を図っています。

また、住民の生活に身近な地区を単位とする地区計画は、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定して、建築又は開発行為を規制、誘導する制度であり、15年9月末現在115地

区において決定されています。

行政、事業者、府民が一体となった取組の強化

府民の景観への関心もますます高まる中、美しい景観づくりを総合的に進めるためには、行政が道路、河川、公共建築物などの整備やそのデザインにおいて、地域の特性に配慮しつつ、先導的な役割を担う一方、府民・事業者などとも共に手を携えて取り組むことが必要です。

西高瀬川の京の川再生事業については、水量確保と併せて、川沿いの公園などと一体的な親水整備を進めることとしており、13年度の下京区に引き続き、中京区の三条坊町公園付近において、住民ニーズを的確に把握し、さらに住民意識の向上を図るため、ワークショップを開催し整備案づくりを行っています。